

事 務 連 絡
令和8年3月24日

茨城県建設産業団体連合会会長 殿

茨城県土木部長

「建設工事における技術者等の適正配置について」の改正について（参考送付）

このことについて、建設業法施行令及び建設業法施行規則の一部改正に伴い、別添のとおり改正しましたので、参考に送付します。

茨城県土木部監理課建設業担当

Tel : 029 (301) 4334

e-mail : kanri3@pref. ibaraki. lg. jp

建設工事における技術者等の適正配置の一部改正について

1 改正概要

- ・建設業法施行令の改正に伴う監理技術者等の専任義務の合理化を反映
- ・その他所要の改正

2 改正内容

- (1) 専任特例1号の場合の監理技術者等の取扱いを導入
- (2) 営業所技術者等が現場配置技術者となれる例外的なケースの取扱いを導入
- (3) 主任技術者となりうる登録基幹技能者の追加

3 適用時期

令和8年4月1日より適用する。

建設工事における
技術者等の適正配置について

令和8年4月改正

茨城県土木部

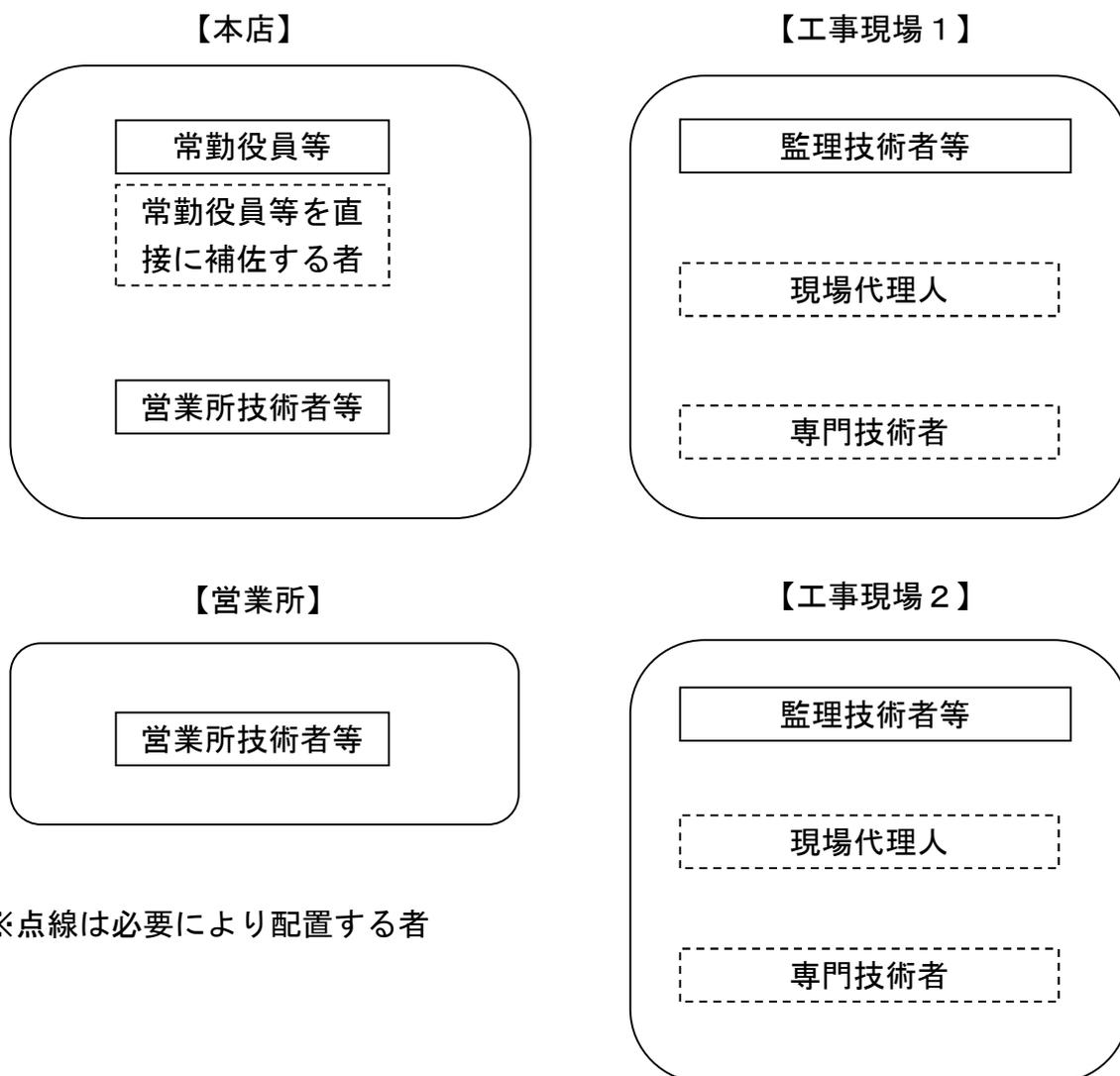
1 はじめに

建設業者は建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。））を置かなければならないこととされています。

一方、建設業者は営業所には、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うため、条件を満たす役員等を配置するとともに、営業所ごとに条件を満たす技術者を配置する必要があります。（下図参照）

配置に際しては、さまざまな条件により専任などが必要とされている一方、特例として兼務が認められる場合があるなど複雑になっています。このため、本書は技術者等の適正な配置を目的として作成したものです。

◎技術者等の配置例



※点線は必要により配置する者

2 建設業法等で求められる技術者等について

(1) 常勤役員等（建設業法第7条第1号、第15条第1号）

建設業に係る経營業務の管理を適正に行うために一定の条件を満たす者（経營業務管理責任者等）を常勤で置かなければなりません。なお、常勤のため、勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間にその職務に従事していることが必要です。

(2) 常勤役員等を直接に補佐する者（建設業法第7条第1号、建設業法第15条第1号）

常勤役員等が一定の条件を満たさない場合には、常勤役員等のみだけでなく、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行う者を常勤で置かなければなりません。

(3) 営業所技術者等（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業に関し、営業所ごと一定の要件を満たす技術者を専任で置かなければなりません。

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）は、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、置かれる者であり、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、事業主体と継続的な雇用関係を有し、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

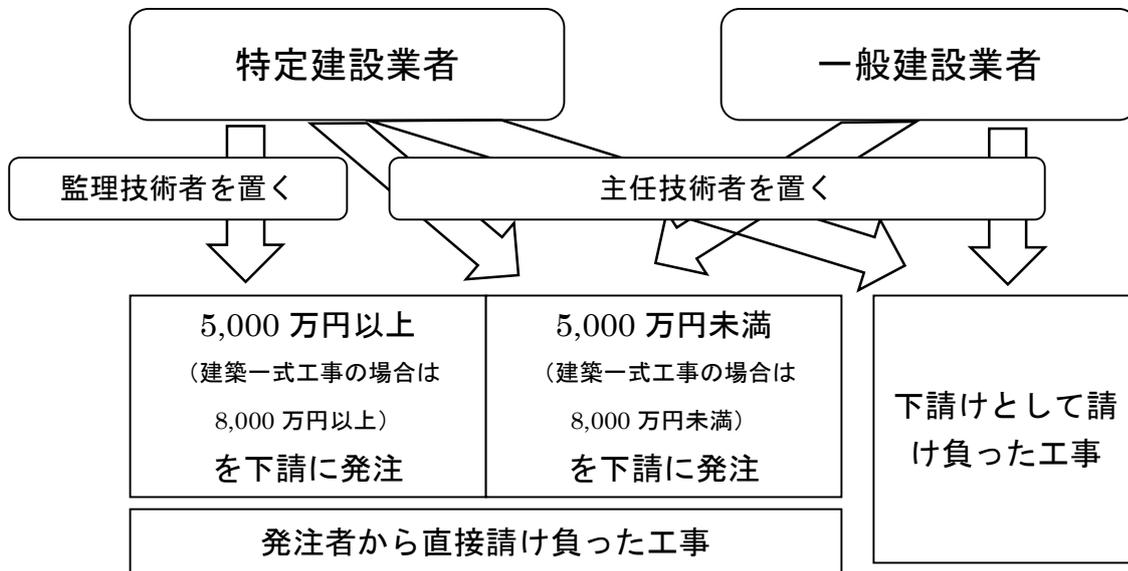
(4) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請・下請、請負金額に係わらず、工事現場において施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(5) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

◎特定建設業者と一般建設業者



◎技術者制度一覧表

(金額は全て税込み)

| 許可受けている業種 | | 指定建設業7業種 (土木・建築・管・鋼構造物・舗装・電気・造園) | | | その他 (左記以外の22業種) | | |
|-----------------|---------------|--|---|-----------------------------------|----------------------------|---|-----------------------------------|
| 許可の種類 | | 特定建設業者 | | 一般建設業者 | 特定建設業者 | | |
| 元請工事における下請金額の合計 | | 5,000 ^(※1) 万円以上 | 5,000 ^(※1) 万円未満 | 5,000 ^(※1) 万円以上は契約できない | 5,000 ^(※1) 万円以上 | 5,000 ^(※1) 万円未満 | 5,000 ^(※1) 万円以上は契約できない |
| 工事現場の技術者制度 | 工事現場に置くべき技術者 | 監督技術者 | 主任技術者 | | 監督技術者 | 主任技術者 | |
| | 技術者の資格要件 | ①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者 | ①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科＋実務経験者 ④実務経験者(10年以上) | | ①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者 | ⑤一級・二級国家資格者 ⑥登録基幹技能者 ⑦指定学科＋実務経験者 ⑧実務経験者(10年以上) | |
| | 技術者の現場専任 | 公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500 ^(※2) 万円以上となる工事 | | | | | |
| | 監督技術者資格者証の必要性 | 技術者の専任を要する建設工事のときに必要 | 必要ない | | 技術者の専任を要する建設工事のときに必要 | 必要ない | |

※1 建築一式工事は8,000万円

※2 建築一式工事は9,000万円

- (6) 専任特例 1 号の場合の監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号・第 4 項）
 工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場まで兼務できます。

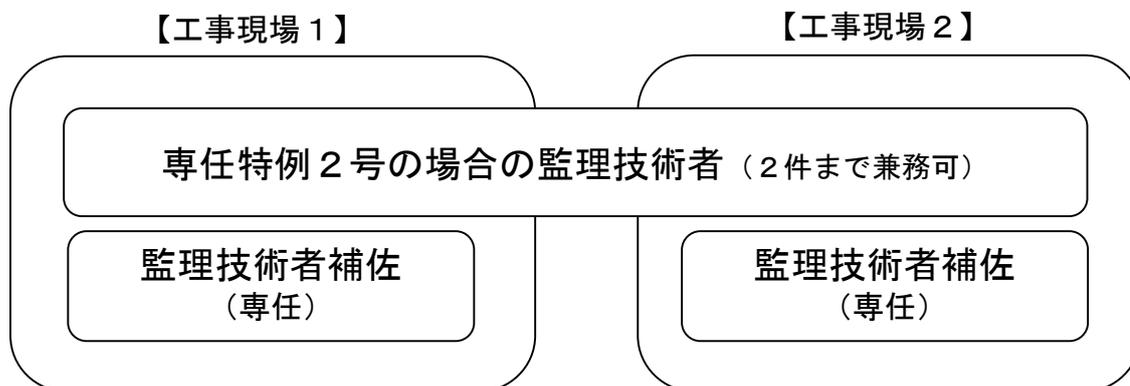
◎専任特例 1 号の場合の監理技術者・主任技術者



- (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者（旧：「特例監理技術者」）（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号・第 4 項）
 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を配置すれば、専任特例 2 号の場合の監理技術者として 2 件まで工事現場で兼務することができます。

- (8) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号・第 4 項）
 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、専任特例 2 号の場合の監理技術者を置く場合には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

◎専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐



(9) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容となる専門工事を自ら施工する場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、要件が備わっていれば、一式工事の監理技術者等がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工する場合は、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

◎専門技術者の配置例

○土木一式工事を自ら施工する場合

（専門工事：とび・土工・コンクリート工事、管工事）

| 業種 | 役割 | 技術者 | 資格 |
|----------------|-------|-----|-------------|
| 土木一式工事 | 主任技術者 | A氏 | 1級土木施工管理技士 |
| とび・土工・コンクリート工事 | 専門技術者 | | |
| 管工事 | 専門技術者 | B氏 | 1級管工事施工管理技士 |

⇒とび・土工・コンクリート工事については、主任技術者が専門技術者になることが可能。

管工事については、主任技術者では専門技術者になれないので、管工事の資格をもつ別の技術者を専門技術者として配置。

(10) 現場代理人（建設工事請負契約書、建設業法第19条の2）

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締り、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として、工事現場に置かれる受注者の代理人です。

公共工事の場合、現場代理人は工事現場への常駐（作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務付けられております。なお、現場代理人と監理（主任）技術者、監理技術者補佐及び専門技術者は兼ねることができます。

3 監理技術者等について

(1) 雇用関係（監理技術者制度運用マニュアル）

監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

① 直接的な雇用関係の考え方

監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

したがって、在籍出向者、派遣社員は認められません。

② 恒常的な雇用関係の考え方

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上勤務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことが必要です。

特に、国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争入札に付す場合にあつては入札の申込を伴わないものにあつては、入札の執行日、随意契約による場合にあつては、見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

なお、建設業者の営業譲渡又は会社分割をした場合や持株会社等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては特例が定められており、認められる場合があります。

(2) 資格要件（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

主任技術者、監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られます。

監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であ

ることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。(資格要件の詳細については、次ページ以降（別表1～5）を参照）

別表1 【監理技術者等となりうる技術者資格要件】

| | | |
|-------|----------|---|
| 主任技術者 | 第7条第2号イ | <ul style="list-style-type: none"> 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に、<u>指定学科*1</u>を修めて高等学校若しくは中等教育学校を卒業後5年以上の実務経験*2を有する者 <u>指定学科*1</u>を修めて大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上の実務経験*2を有する者 |
| | 第7条第2号ロ | <ul style="list-style-type: none"> 10年以上の実務経験*2を有する者（学歴・資格を問わない） |
| | 第7条第2号ハ | <ul style="list-style-type: none"> 一定の国家資格等を有する者 ※別表3【監理技術者等となりうる国家資格等一覧表】参照 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者*3 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 旧実業高校卒業程度検定規程による検定を合格後5年以上の実務経験*2を有する者 旧専門学校卒業程度検定規程による検定を合格後3年以上の実務経験*2を有する者 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に、<u>指定学科*1</u>を修めて専修学校の専門課程を卒業後5年以上の実務経験*2を有する者 <u>指定学科*1</u>を修めて専修学校の専門課程を卒業した後3年以上の実務経験*2を有する者（専門士又は高度専門士を称するものに限る） |
| | | |
| 監理技術者 | 第15条第2号イ | <ul style="list-style-type: none"> 一定の国家資格等を有する者 ※別表3【監理技術者等となりうる国家資格等一覧表】参照 |
| | 第15条第2号ロ | <ul style="list-style-type: none"> 前記の主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業にかかる建設業で、元請として請け負った4,500万円以上（平成6年12月28日以前にあっては3,000万円、さらに昭和59年10月1日以前にあっては1,500万円以上）の工事に関して2年以上の指導監督的実務経験*4を有する者 ※ 指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の7業種）については、この基準により専任技術者となることはできません。 |
| | 第15条第2号ハ | <ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣の個別審査を受け監理技術者となりうるとしてその認定を受けた者 指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格したもの、もしくは国土交通大臣が定める審査に合格した者 |

*1 「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいいます。別表2【指定学科】参照

*2 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮・監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの経験は請負人の立場における経験に限られず、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。

なお、電気工事及び消防施設工事の実務経験は、電気工事士法及び消防法等の規定から、それぞれ電気工事士免状や消防設備士免状等の交付を受けた者についてのみ認められます。

*3 複数業種に係る実務経験については別表4【主任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」】参照

*4 「指導監督的実務経験」とは、発注者から直接請負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものについて2年以上、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

別表2 【指 定 学 科】

| 許可を受けようとする建設業 | 学 科 |
|---|---|
| 土木工事業 舗装工事業 | 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科 |
| 建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業 | 建築学又は都市工学に関する学科 |
| 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業 | 土木工学又は建築学に関する学科 |
| 電気通信工事業 | 電気工学又は電気通信工学に関する学科 |
| 管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業 | 土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科 |
| 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 | 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 |
| しゅんせつ工事業 | 土木工学又は機械工学に関する学科 |
| 板金工事業 | 建築学又は機械工学に関する学科 |
| 防水工事業 | 土木工学又は建築学に関する学科 |
| 機械器具設置工事業 | 建築学、機械工学又は電気工学に関する学科 |
| 熱絶縁工事業 | 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 |
| 造園工事業 | 土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科 |
| さく井工事業 | 土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科 |
| 建具工事業 | 建築学又は機械工学に関する学科 |

別表4 【主任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」】

下表のとおり、主任技術者となろうとする業種について8年の実務経験があり、その他の業種と併せて12年以上の実務経験を有していれば、主任技術者となることのできる場合があります。

| 許可を受けようとする建設業 | 実務経験 |
|---------------|--|
| 大工工事業 | 1 建築工事業及び大工工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業について8年を超える実務経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| とび・土工工事業 | 1 土木工事業及びとび・土工工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業について8年を超える実務経験を有する者 2 とび・土工工事業及び解体工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| 屋根工事業 | 1 建築工事業及び屋根工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| しゅんせつ工事業 | 1 土木工事業及びしゅんせつ工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| ガラス工事業 | 1 建築工事業及びガラス工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| 防水工事業 | 1 建築工事業及び防水工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| 内装仕上工事業 | 1 建築工事業及び内装仕上工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業について8年を超える実務経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| 熱絶縁工事業 | 1 建築工事業及び熱絶縁工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| 水道施設工事業 | 1 土木工事業及び水道施設工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業について8年を超える実務経験を有する者 |
| 解体工事業 | 1 土木工事業及び解体工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業について8年を超える実務経験を有する者 2 建築工事業及び解体工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業について8年を超える実務経験を有する者 3 とび・土工工事業及び解体工事業について12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業について8年を超える実務経験を有する者 |

別表5 【監理技術者補佐となりうる資格要件】

- ・当該工事の主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、次の①又は②に該当する者

①建設工事の種類に応じて定められた検定種目にかかる一級の第一次検定に合格した者

| 建設工事の種類 | 検定種目 |
|--|-------------------------|
| 土木一式工事 舗装工事業 | 建設機械施工管理又は土木施工管理 |
| 建築一式工事 大工工事 左官工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 内装仕上工事 熱絶縁工事 建具工事 | 建築施工管理 |
| とび・土工・コンクリート工事 | 建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理 |
| 石工事 鋼構造物工事 塗装工事 解体工事 | 土木施工管理又は建築施工管理 |
| 電気工事 | 電気工事施工管理 |
| 管工事 | 管工事施工管理 |
| しゅんせつ工事 水道施設工事 | 土木施工管理 |
| 電気通信工事 | 電気通信工事施工管理 |
| 造園工事 | 造園施工管理 |

②監理技術者の資格を有する者（建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者）

(3) 専任を要する工事（建設業法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する重要な建設工事（個人住宅を除き、ほとんどの工事が対象）で工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合に配置される監理技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなくてはなりません。

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではありません。

他の工事現場の監理技術者等との兼務は特別な場合を除き、認められません。

(4) 専任を要する期間（監理技術者制度運用マニュアル）

元請が、主任技術者、監理技術者、又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

- ① 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間となります。

(5) 主任技術者から監理技術者又は専任特例2号の場合の監理技術者への変更（監理技術者制度運用マニュアル）

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐を設置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、専任特例2号の場合の監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければなりません。

(6) 途中交代（監理技術者制度運用マニュアル）

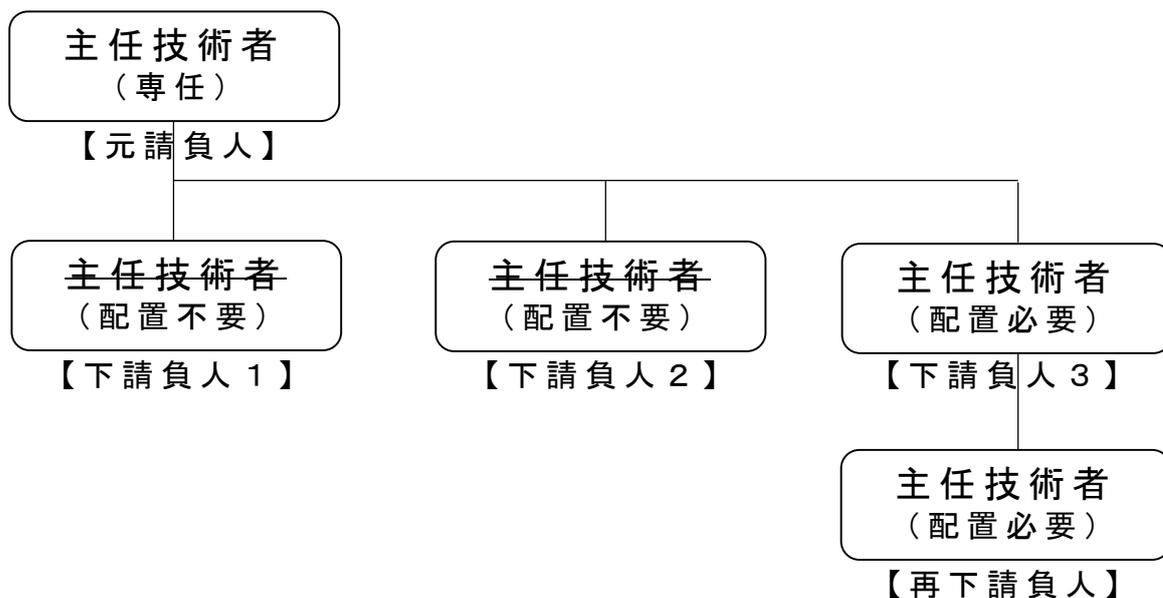
建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は、慎重かつ必要最小限とする必要があります。途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められます。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設工事における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることが条件となります。

(7) 下請業者における主任技術者配置義務の緩和

特定専門工事（下請代金の合計額が4,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事）の元請負人が置く主任技術者が、下請負人が配置すべき主任技術者の職務を行う場合においては、その建設工事につき、下請負人は主任技術者を置くことを要しません。

この場合、当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し、一年以上指導監督的な実務経験を有し、当該工事の現場に専任で配置する必要があります。また、下請負人は主任技術者を置かない場合、建設工事を他人に請け負わせてはなりません。

◎ 特定専門工事における主任技術者の配置例



(8) 監理技術者資格者証および監理技術者講習（監理技術者制度運用マニュアル）

監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければなりません。

また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯する必要があります。

監理技術者講習の有効期限については、講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日となります。

4 現場代理人について

(1) 要件

現場代理人は建設業法ではなく、建設工事請負契約書に基づき、配置されることとなりますので、要件については、発注者が判断するものとなります。

(2) 常駐義務の緩和

現場代理人は原則工事現場への常駐が求められていますが、発注者が工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、例外的に常駐を要しないこととすることができます。具体的には発注者が判断するものとなりますが、常駐が緩和される場合の基本的な考え方は下記の通りです。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等
- ② 工事規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでなく、かつ、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれる場合

5 県土木部発注工事における独自の取扱いについて

1～4の内容については、主に建設業法に基づくものとなりますが、公共工事の入札契約制度においては、各発注者により別途技術者等の配置に関して取扱いを定めている場合がありますので、注意が必要となります。県土木部発注工事における独自の取扱いについては、以下のとおりとなります。

(1) 現場代理人

① 雇用関係

当該工事を施工する建設業者（事業協同組合においては、組合もしくは組合の組合員）と直接かつ恒常的な雇用関係にある常勤の職員でなければなりません。

② 資格要件

特に必要ありません。

③ 途中交代

途中交代はできます。（この場合、発注機関に事前に相談願います。）

④ 現場代理人と現場代理人の兼務

次のいずれかに該当する場合は、作業期間中に現場を離れた場合の連絡員（施工する建設業者と直接な雇用関係にある常勤の職員に限る。）を配置することにより現場代理人の兼務ができます。

- (ア) 予定価格が4,500万円（税込）未満の2件の工事の場合
- (イ) いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内もしくは工事現場間の距離10km程度である2件の工事の場合（予定価格が4,500万円（税込）以上の工事を含む。）
- (ウ) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事の場合（ただし、当初請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）

なお、茨城県土木部、農林水産部及び企業局以外（市町村等）

が発注する工事との兼務については、当該発注機関（市町村等）が認める場合は、（１）④の条件を満たした上で、兼務することができます。

⑤現場代理人と常勤役員等（旧：「経營業務管理責任者」）の兼務
予定価格が４，５００万円（税込）未満の工事２件まで兼務
することができます。

⑥現場代理人と営業所技術者等の兼務
予定価格が４，５００万円（税込）未満の工事２件まで兼務
することができます。
ただし、当該専任技術者が属する営業所と工事現場が茨城県
内であることが必要です。

⑦常駐が必要な期間
工事着手日から検査日までとなりますが、検査が発注者側の
都合で遅れた場合（工事完成日以降に検査を行う場合で、発
注者側で検査日を指定する場合も含む。）は工事完成日までと
なります。（別紙参照）

⑧その他
国会議員、県議会議員、市町村議会議員、一部事務組合議員
である者は常駐義務がある現場代理人にはなれません。
また、専任特例２号の場合の監理技術者と現場代理人の兼務
は認められません。

（２）主任技術者

①専任を要する工事における主任技術者と主任技術者の兼務
次のすべてに該当する場合もしくは「（３）①」に示す専任特
例１号の要件を満たす場合は、専任を要する工事（特定JVの場
合を除く。）においても主任技術者の兼務ができます。

（ア）兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、
かつ工事現場が同一市町村内もしくは工事現場間の距離
１０km程度である場合

（イ）兼務するいずれの工事においても監理技術者でない場合

（ウ）建設業法に規定する常勤役員等及び営業所技術者等でない
場合

（エ）兼務する工事又は他の工事の現場代理人でない場合

なお、土木部以外の発注機関においても当該発注機関が兼務を認める場合は、兼務できます。

②主任技術者と営業所技術者等の兼務

○当該工事が専任を要しない工事である場合

次のすべてに該当する場合は、営業所技術者等を主任技術者とすることができます。

- (ア) 当該工事の契約を締結する営業所に属する営業所技術者等である場合
- (イ) 当該工事箇所と(ア)の営業所が茨城県内に所在する場合
- (ウ) 入札参加者等が当該技術者について、工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事するとした場合

○当該工事が専任を要する工事である場合

次のすべてに該当する場合は、営業所技術者等を主任技術者とすることができます。

- (ア) 所属する営業所で契約締結した工事であること。
- (イ) 兼ねる工事の現場数が1以下であること。
- (ウ) 専任特例1号の場合の取扱い「(3)①」で示す(ア)～(キ)を満たしていること。
- (エ) 工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。
- (オ) 現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。

③その他

国会議員、県議会議員、市町村議会議員、一部事務組合議員である者は専任を要する工事の監理技術者等になることができません。

(3) 監理技術者

①専任特例1号の場合の監理技術者

兼務する工事が以下の全てを満たす場合は、専任特例1号の場合の監理技術者が2件までの工事を兼務することができます。

- (ア) 各建設工事の予定価格が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
- (イ) 建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- (ウ) 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
- (エ) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための

者（連絡員※）を当該建設工事に配置していること。

※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- (オ) CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
- (カ) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
- (キ) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- (ク) 兼務する工事の数が2を超えないこと。
- (ケ) 専任特例2号との併用でないこと。
- (コ) 茨城県土木部以外（市町村等）の発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合に限る、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。

② 専任特例2号の場合の監理技術者

兼務する工事が以下の全てを満たす場合は、専任特例2号の場合の監理技術者が2件までの工事を兼務することができます。

- (ア) 予定価格が1億5千万円（税込）未満の工事
- (イ) 茨城県内で施工される工事
- (ウ) 維持工事※同士でないこと

※24時間体制の応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事

- (エ) 要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置すること

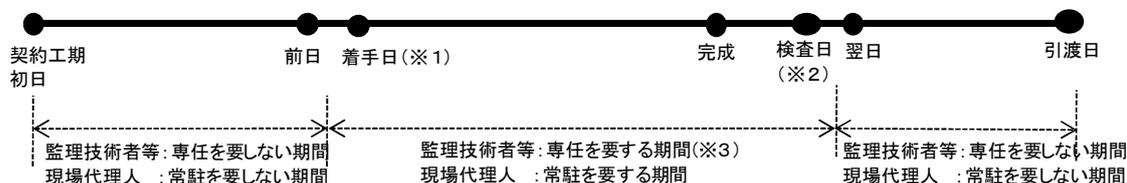
(4) 技術者等の配置のまとめ

| | | 専任を要しない工事(*1) | | 専任を要する工事(*2) | |
|--|---------|----------------------------------|--------------------------|----------------------|------------------------------|
| | | 現場代理人 | 主任(監理)技術者 | 現場代理人 | 主任(監理)技術者 |
| 常勤役員等* (直接補佐する者を含む) ※旧:経營業務管理責任者 | | ○ 配置可(*3) 2件まで | ○ 配置可 | × 配置不可 | × 配置不可 |
| 営業所技術者等 (営業所技術者及び 特定営業所技術者) | | △ 条件付で配置可 (*3)(*4) 2件まで | △ 条件付で 配置可(*4) | × 配置不可 | △ 条件付で配置可 (*8) |
| 別途 工事(*1) | 専任を要しない | ○ 兼務可(*3) 2件まで | ○ 兼務可 | △ 条件付で兼務可 (*5) | × 兼務不可 |
| | | ○ 兼務可 | ○ 兼務可 | × 兼務不可 | △ 条件付で兼務可 (*5)(*7) |
| 別途 工事(*2) | 専任を要する | △ 条件付で 兼務可(*5) | × 兼務不可 | △ 条件付で配置可 (*5) | × 兼務不可 |
| | | × 兼務不可 | △ 条件付で兼務可 (*5)(*7) | × 兼務不可 | △ 条件付で兼務可 (*5)(*6)(*7) |

- (* 1) 請負代金の額が4,500万円(建築一式工事である場合にあっては9,000万円)未満の工事
- (* 2) 請負代金の額が4,500万円(建築一式工事である場合にあっては9,000万円)以上の工事
- (* 3) 現場代理人を2件兼務できるのは、予定価格が4,500万円未満の工事をいう。
- (* 4) 営業所技術者等を、専任を要しない現場に配置できるのは、以下の条件を満たす場合をいう。
- ・当該工事の契約を締結する営業所に属する営業所技術者等である場合
 - ・当該工事箇所と上記の営業所が茨城県内に所在する場合
 - ・入札参加者等が当該技術者について、工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事するとした場合
- (* 5) 専任を要する工事において、現場代理人又は主任技術者が兼務できるのは、以下の条件を満たす場合をいう。なお、監理技術者については適用しない。
- ・兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内もしくは工事現場間の距離10km程度である場合
- (* 6) 兼務する工事が以下の全てを満たす場合は、専任特例2号の場合の監理技術者が2件までの工事を兼務することができます。
- ・予定価格が1億5千万円(税込)未満の工事
 - ・茨城県内で施工される工事
 - ・維持工事*同士でないこと
- ※24時間体制の応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事
- ・要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置すること
- (* 7) 兼務する工事が以下の全てを満たす場合は、専任特例1号の場合の監理技術者が2件までの工事を兼務することができます。
- ・各建設工事の予定価格が1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。
 - ・建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - ・当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3以内であること。

- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員※）を当該建設工事に配置していること。
 ※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - ・ CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
 - ・ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
 - ・ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - ・ 兼務する工事の数が2を超えないこと。
 - ・ 専任特例2号との併用でないこと。
 - ・ 茨城県土木部以外(市町村等)の発注する工事との兼務については、当該発注者(市町村等)が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。
- (※8) 営業所技術者等を、専任を要する現場に配置できるのは、以下の条件を満たす場合をいう。
- ・ 所属する営業所で契約締結した工事であること。
 - ・ 兼ねる工事の現場数が1以下であること。
 - ・ 各建設工事の予定価格が1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。
 - ・ 建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - ・ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
 - ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員※）を当該建設工事に配置していること。
 ※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - ・ CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
 - ・ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
 - ・ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - ・ 工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。
 - ・ 現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。

○監理技術者等の専任及び現場代理人の常駐を要する期間の考え方について



※1:「共通仕様書第1編第1章第1節1-1-8 工事着手」の規定に留意。

なお、設計図書(特記仕様書等)において着手日について別途規定している場合は、それにより判断。(着手日の定義:現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日。)

※2:検査が発注者側の都合で遅れた場合は、「工事目的物が完成し、工事完成図書の全てを適切に提出し受理された日」と読み替える。

※3:専任を要しない工事については、この期間についても専任を要しない期間となる。

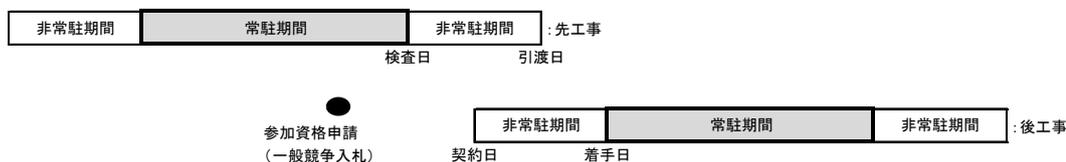
○上記緩和措置による効果

例えば以下のようなパターンにおいて、同一の技術者の配置が可能となる。

・監理技術者等



・現場代理人



○適用可否の判断について(一般競争入札)

- ・監理技術者等の本措置の適用可否については、落札候補者決定時に最終判断を行う。
- ・落札候補者決定時点では、着手日はあくまで「予定」となる。落札候補者に対し、共通仕様書等の発注条件の許す範囲内で着手予定日を申し立てさせ、非専任期間どうしの重複以外には工事期間の重複が無いことを確認する。
- ・契約後においては、先工事の引渡が終了した翌日以降のみ、後工事の着手を認める。

【注意点】

- 発注者と建設業者の間で、上記に示した検査、引渡しの工程が、設計図書もしくは打合せ記録等により明確になっていることが必要である。(必要に応じ、確認を行う。)
- 検査が発注者の都合で遅れた場合とは、工事完成日以降に検査を行う場合で、発注者側で検査日を指定する場合も含むものとする。
- 「検査日」とは、実際に検査を実施した日とする。ただし、手直し等の指示があった場合は、その手直し部分についても確認・検査が終了した日とする。
- 「監理技術者等」とは、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐のことをいう。